

## 日本水道協会検査関係諸様式に関する要綱

昭和59年10月30日制定

平成 9年 4月 8日改正

平成15年 3月31日改正

平成21年 4月 1日改正

平成21年10月22日改正

平成25年 4月 5日改正

### (目 的)

第1条 この要綱は、日本水道協会の水道用品検査規程第9条の様式について定めることを目的とする。

### (様 式)

第2条 前条の様式は、次のとおりとする。

#### 1. 検査申込書

- 1) 検査申込書（第1号様式）は、2部作成し、各1部を検査事業所（課）用、検査申込者用とする。
- 2) 検査申込書の記載方法は、次のとおりとする。
  - (1) 検査申込者 検査を実施する検査工場名を記入する。
  - (2) 委託工場名 検査申込者が受託工場の場合は、委託工場名を記入するか又は委託工場名（又は略号）を備考欄に付記する。
  - (3) 品名及び呼び径・寸法 規格又は納入仕様書により記入する。
  - (4) 単位質量及び検査数量 質量の単位は kg で記入する。
  - (5) 検査基準 規格番号又は納入仕様書等を簡潔に記入する。
  - (6) 備考 委託工場名（略号）等、必要事項を付記することができる。
- 3) 検査申込書は、委託工場毎に検査申込書を作成することができる。

#### 2. 検査日報

- 1) 検査日報（第2号様式）は、3部作成し、各1部を検査事業所（課）用、検査申込者用及び業務課用（係）とする。

- 2) 検査日報は、検査品種コード表によりまとめる。  
なお、記入に際しては、できるだけ品目及び単価ごとに整理する。
- 3) 検査日報の記載方法は、次のとおりとする。
  - (1) 検査申込者 検査を実施した検査工場名を記入する。
  - (2) 委託工場名 検査申込者が受託工場の場合は、委託工場名を記入するか又は備考欄にも委託工場名（又は略号）を付記する。
  - (3) 製造年 西暦年で記入する。なお、下2桁でもよい。
  - (4) 検査基準 規格番号又は納入仕様書等を記入する。
  - (5) 備考 委託工場名（又は略号）、管番号及び最終納入事業者名等を記入することができる。
  - (6) 不合格 サンプル検査及び不合格ロットにおける不良品の数量を記入する。  
なお、社内検査と同時に検査した場合の不良品の数量も含める。  
ただし、不良品が無い場合は記入を省略できる。
  - (7) 検査手数料 別紙1により算出する。
  - (8) 発行番号 別紙3により検査申込者毎の固有の番号を割り当て、通し番号とする。  
日報が同一日に複数枚作成される場合は、発行番号に頁／総頁を付す。
  - (9) 発行番号は暦年（1月1日）で更新する。  
なお、発行番号について、その管理上やむを得ない場合は、別紙3による発行番号に加えて管理番号を付記することができる。
  - (10) そのほか、1. の2) に準ずる。
- 4) 検査日報は、委託工場毎に作成することができる。
- 5) 本協会検査に関する規定において、備考欄又はその他記入欄に記載しなければならない項目がある場合は、該当する規定による。
- 6) 電算化処理する場合は、第4条による。

### 3. 品質適合証明書

- 1) 品質適合証明書（第3号様式）は、検査申込者に1部発行する。
- 2) 品質適合証明書の発行、再発行の事務は、所管の検査事業所（課）

及び別に定める駐在検査員が取り扱う。

3) 品質適合証明書の発行

品質適合証明書は、検査終了後速やかに、検査日報の内容に基づき完成品にのみ検査申込者宛に発行する。ただし、委託工場宛には発行しない。

なお、未完成品には品質適合証明書を発行しない。

4) 品質適合証明書の記載方法は、次のとおりとする。

- (1) 宛先 検査申込者名を記入する。
- (2) 製造年 西暦年で記入する。なお、下2桁でもよい。
- (3) 検査年月日 西暦年で記入する。 記入例：2007.7.17
- (4) 発行日 西暦年で記入する。 記入例：2007.7.17
- (5) 表に余白があるときは、余白最上段中央に「以下余白」と記入する。
- (6) 備考 委託工場名（又は略号）、管番号及び最終納入事業者名等を記入することができる。
- (7) そのほか、2. の3) に準ずる。

5) 発行番号は、別紙3により検査申込者毎の固有の番号を割り当て、通し番号とする。

品質適合証明書が同一日に複数枚作成される時は、発行番号に頁／総頁を付す。

6) 発行番号は暦年（1月1日）で更新する。

なお、発行番号については、その管理上やむを得ない場合は、別紙3による発行番号に加えて管理番号を付記することができる。

7) 品質適合証明書之印は、朱色とする。

8) 品質適合証明書の再発行

- (1) 品質適合証明書の再発行を申込するときは、依頼書（別紙4参考）を作成し再発行の理由を付さなければならない。
- (2) 再発行の品質適合証明書には、「再発行」と朱印する。
- (3) 再発行の品質適合証明書の写しを、依頼書（別紙4参考）に添付し、保管する。また、既交付の品質適合証明書がある場合は、

失効処理を行う。

- 9) 再検査の品質適合証明書は、再検査した水道用品について発行する。  
この場合、備考に「再検査」と記入する。
- 10) 品質適合証明書の誤記の訂正は、訂正箇所を検査員印を捺印し、欄外に削除又は挿入の字数を記入する。  
ただし、原則として数量を訂正した品質適合証明書は無効とする。
- 11) 本協会検査に関する規定において、備考欄又はその他記入欄に記載しなければならない項目がある場合は、該当する規定による。
- 12) 電算化処理する場合は、第4条による。

#### 4. 検査月報

- 1) 検査月報（第4号様式）は、3部作成し、各1部を検査申込者用、検査事業所（課）用及び業務課用（係）とする。
- 2) 検査月報は、検査品種コード表により検査実績及び検査手数料の集計を行う。
- 3) 次の製品の種類については、呼び径別に集計を行う。
  - (1) 鋳鉄直管
  - (2) 鋳鉄直管モルタルライニング（塗装を含む）
  - (3) 塗覆装鋼管直管（原管を除く）
  - (4) 亜鉛めっき鋼管直管（原管を除く）
  - (5) ステンレス鋼管直管
  - (6) 硬質塩化ビニルライニング鋼管直管（原管を除く）
  - (7) 耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管直管（原管を除く）
  - (8) ポリエチレン粉体ライニング鋼管直管（原管を除く）
  - (9) 硬質塩化ビニル管類直管
  - (10) ポリエチレン管類直管
  - (11) 弁類・消火栓（種類別）
- 4) 質量 単位は kg で記入する。
- 5) 検査手数料 別紙1により算出する。
- 6) 最低保証検査手数料を適用する場合は、適用分と適用外分を区別して記入する。なお、検査手数料と最低保証検査手数料に差額が生

じたときは、その差額を明記する。

- 7) 鋼管、弁類、伸縮管及びゴムについて、検査完了までに複数日を要する場合は、検査完了までの検査手数料の額と検査に要した日数に1回最低保証検査手数料の額を乗じた額とを比較し、多い方を請求する。
- 8) 鋼管、弁類、伸縮管及びゴムの検査において、未完成品の状態でその月が終了した場合は、完成品検査の月に月報処理を行う。
- 9) 電算化処理する場合は、第4条による。

#### 5. 検査日報集計表

- 1) 検査日報集計表（第5号様式）は、別紙2の製品の種類について検査日報に替わって呼び径別の集計・作成用を使用することができる。
- 2) 検査日報集計表の記載方法は、検査日報に準ずる。
- 3) 電算化処理する場合は、第4条による。

#### 6. 受検証明書

- 1) 受検証明書は、品質適合証明書を管理台帳として、品質適合証明書を受けた者の責任の下で発行する。

ただし、受検証明書を発行する者は、当該検査に関わる検査工場のみとする（「検査工場以外からの検査申し込みに関する取扱い要領」に規定されている検査申込者は除く。）

なお、受託工場は、委託工場名で受検証明書を発行することができる。

- 2) 受検証明書は、次の事項を必ず記載しなければならない。なお、様式の参考例を第6号様式（参考）として示す。

- (1) 発行日 西暦年で記入する。
- (2) 発行番号 検査申込者又は委託工場で管理する。また、発行番号は暦年（1月1日）で更新する。

受託工場から委託工場名で発行する場合は「検査工場の協力工場に関する取扱い要領」による。

- (3) 納入先 名称は必ず記入する。
- (4) 受検機関名 公益社団法人 日本水道協会

- (5) 受検証明書発行者名 検査申込者又は委託工場名を記入する。
- (6) 製造年 西暦年で記入する。なお、下2桁でもよい。
- (7) 品名 品質適合証明書と同一名称を記入する。
- (8) 呼び径・寸法 品質適合証明書と同一寸法を記入する。
- (9) 数量
- (10) 受検年月 西暦年で記入する。下2桁でもよい。

記入例 2007.3

- (11) 検査基準 規格番号又は納入仕様書等を記入する。
- (12) その他 品質適合証明書の備考欄等に記載されている情報についても、必ず転記すること。ただし、記載場所は問わない。
- 3) 必要に応じて備考欄を設けることができる。
- 4) 受検証明書の正本は、上質紙35kgを用いる。
- 5) 受検証明書の再発行・分割は検査申込者又は委託工場の責任において発行する。
- 6) 受検証明書の納入先が、品質適合証明書備考欄に付記した納入先と異なる場合、備考欄等に明示する。

(用紙の大きさ)

第3条 前条の様式の大きさについては、次のとおりとする。

- 1) 検査申込書、検査日報、品質適合証明書、検査月報及び受検証明書等については、A4判とする。
- 2) 検査日報集計表は、A3判とする。

(様式の電算化処理)

第4条 第2条の様式(検査申込書、受検証明書を除く。)について、検査工場が電算機により処理する場合、次のとおり取り扱うことができる。

- 1) 所定の様式は標準様式とし、これに準じて様式を作成する。なお、検査日報については本様式に依らなくても良い。ただし、検査員が検査数量等を確認できる様式としなければならない。

なお、用紙による提出がない場合は、汎用ソフトで読込が可能な電子媒体による提出も可とする。

- 2) 様式の大きさは、第3条に準ずる。

- 3) この取扱いをしようとするときは、検査部長に申し（別紙5参考）、承認（別紙6）を受けなければならない。

用紙については電算機用連続用紙を認める。

- 4) 発行番号については、その管理上やむを得ない場合は、別紙3による発行番号に加えて管理番号を付すことができる。
- 5) 品質適合証明書の印影を予め印刷して用いる場合は、本協会との使用許諾に関する契約（別紙7）を締結して管理しなければならない。

（その他）

第5条 その他要綱について疑義が生じたときは、検査部長の指示による。

付 則

この要綱は、昭和60年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和62年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、検査証明書の様式の変更は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

なお、平成20年3月31日までに検査を実施された製品については、経過措置として検査申込者の依頼に応じて、品質適合証明書を平成23年3月31日まで発行するものとする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

## 別紙1

製品の種類別質量及び検査手数料の算出方法

1. 適用する製品の種類 検査が一日で完了する製品の種類

鋳鉄直管	鋳鉄異形管
硬質塩化ビニル管用鋳鉄異形管及び継手	
ステンレス鋼管継手	ステンレス鋼管（直管・異形管）
銅管	銅管継手
硬質塩化ビニル管	硬質塩化ビニル管継手
ポリエチレン管	ポリエチレン管金属継手
止水栓・分水栓類	ライニング鋼管用管端防食形継手
鉄蓋類	ボルト・ナット
強化プラスチック複合管	強化プラスチック複合管継手
ポリエチレンスリーブ	その他継手類

質 量 検査日報の各行で kg 未満を四捨五入し整数にする。  
 なお、合計質量が1kg 未満の場合、「1kg」として表す。

検査手数料 検査日報の合計質量に単価を乗じて円未満の金額を切り捨てる。

検査手数料 検査日報の合計数量に単価を乗じて円未満の金額を切り捨てる。

2. 適用する製品の種類 検査が複数日を要する製品の種類

塗覆装鋼管	塗覆装鋼管異形管
亜鉛めっき鋼管	亜鉛めっき鋼管用継手
硬質塩化ビニルライニング鋼管	ポリエチレン粉体ライニング鋼管
ポリ粉体・エポキシ粉体・塩ビライニング鋼管等仕様書品	
伸縮管	水密保持用ゴム
弁・消火栓類	

質 量 検査日報の各行で kg 未満を四捨五入し整数にする。  
 なお、合計質量が1kg 未満の場合、「1kg」として表す。

検査手数料 検査月報の合計質量に単価を乗じて円未満の金額を

切り捨てる。

検査手数料 検査月報の合計数量に単価を乗じて円未満の金額を切り捨てる。

### 3. 特例

- 1) 様式の電算化処理を行っている検査工場が、1. 及び2. の質量算出方法によれない時は、現状の電算化処理算出方法を特例として認める。

ただし、電算化処理方法を変更する場合には、上記算出方法に合わせることにする。

- 2) 検査工場が、「1. 適用する製品の種類」と「2. 適用する製品の種類」の両方の検査を行っている場合は、その工場の主たる製品の種類で検査手数料の算出を行う。

別紙2

検査日報集計表を使用する製品の種類について

日本水道協会水道用品検査諸様式に関する要綱、第2条の5.1)の検査日報集計表を使用する製品の種類については、次のとおりとする。

1. 適用する製品の種類

- (1) 鋳鉄直管
- (2) 鋳鉄直管モルタルライニング
- (3) 鋳鉄直管内面粉体塗装
- (4) 亜鉛めっき鋼管直管（原管を含む）
- (5) ステンレス鋼管直管（規格品のみ）
- (6) 硬質塩化ビニルライニング鋼管直管（原管を含む）
- (7) 耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管直管（原管を含む）
- (8) ポリエチレン粉体ライニング鋼管直管（原管を含む）
- (9) 硬質塩化ビニル管直管
- (10) ポリエチレン管類直管
- (11) 弁・消火栓類

## 別紙3

## 日報及び品質適合証明書発行番号割当表

## 1. 割り当て方

## (1) 検査工場の場合

第 検査工場登録番号+通し番号 号- 頁/総頁  
 例 1/5, 3/10

3桁の通し番号とする  
 例 001, 034

登録番号は4桁で表記する  
 例 A-1 = A001  
 例 81 = 0081

## (2) 検査工場外の場合

検査部長の指示に基づき、発行番号を割り当てる。

## 2. 発行番号の切り替え

発行番号は暦年（1月1日）で更新する。

## 3. 発行番号管理における留意事項

- (1) 発行番号を管理する上でやむを得ない場合は、上記1. に加えて別途管理番号を付すことができる。

例 第 A00109001号, 第008108001号

- (2) 第1種検査工場は、拡大ロットを適用したとき、移動ロットと固定ロットを同日に検査した場合、発行番号を振り分けて割り当てることができる。

別紙4

(参考)

公益社団法人 日本水道協会  
検査部長 様

年 月 日

株式会社〇〇〇 △△工場  
工場長 〇〇〇〇 印

品質適合証明書再発行の依頼について

1. 発行番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇号-〇/〇
2. 検査年月日
3. 再発行の理由
4. 担当 株式会社〇〇〇〇 △△工場 品質保証課 〇〇  
電話00-1111-2222

別紙5

(参考)

公益社団法人 日本水道協会  
検査部長 様

年 月 日

検査工場登録番号第 号  
株式会社〇〇〇 △△工場 ㊞

検査関係諸様式の電算機処理による事務処理について

標記について、下記様式の電算機処理を行いたく申し込みいたします。

記

1. 様 式
  - 1) 検査日報
  - 2) 品質適合証明書
2. 実施時期 年 月分より
3. 別紙に各様式の見本を添付いたします。(発行番号の発行例も付記します。)

別紙6

水協発第 号

年 月 日

様

公益社団法人 日本水道協会

検査部長 ○○○○ 印

**検査関係諸様式の電算機処理による事務処理について（通知）**

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社より申請がありました検査関係諸様式の電算処理について、下記のとおり承認いたしましたので通知します。

## 記

様 式	実 施 時 期

## 別紙7

## 「品質適合証明書之印」の使用許諾に係る契約書

〇〇〇〇株式会社（以下、甲という。）と公益社団法人日本水道協会（以下、乙という。）は、乙の品質適合証明書の電算化処理に関する「品質適合証明書之印」（以下、印影という。）の甲に対する使用許諾について、次のとおり契約するものとする。

## （用語の定義）

第1条 本契約に関する基本的な用語の定義は、次のとおりとする。

## (1) 品質適合証明書

乙が甲の申込に従って実施した検査について、甲の製造品が乙の検査に合格したことを証明するために甲宛に発行する証明書。

## (2) 品質適合証明書之印

甲に発行された品質適合証明書が、確かに乙によって発行されたことを証明するための印。なお、印は朱色とする。

## (3) 受検証明書

乙の品質適合証明書を台帳として、甲が納入先に発行する証明書。

## （品質適合証明書之印の表示の使用許諾の条件及び範囲）

第2条 甲は、乙から作製・提供された印影を使用して甲による電算化処理された品質適合証明書に印影を付すことができる。ただし、甲による印影の作製は認めない。

2 甲は、印影の使用及び管理について責任を有さなければならない。

3 甲は、乙の検査を終了した後発行される品質適合証明書に電算化処理により印影を使用する場合は、管理台帳等を作成し、その発行枚数及び発行時期を記録しなければならない。

## （使用許諾契約の有効期間）

第3条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から、第5条又は第7条の使用許諾の取り消し若しくは第11条により本契約が解除されない限り、この契約の成立の日から当該年の12月31日までとし、契約満期満了の

2か月前までに甲又は乙のいずれからも文書による契約解除の意思表示がないときは、この契約はさらに1年間更新されるものとし、以後この例による。

(品質適合証明書之印の誤用の場合の措置)

第4条 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合、甲に対し、当該事項の是正及び予防措置を講じるように請求するものとする。

- 1) 乙が承認した品質適合証明書以外で、印影の表示又はこれと紛らわしい表示を甲が付しているとき
  - 2) 甲に係る広告に、乙の承認に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるとき
- 2 乙は、当該請求について期限を定め、必要と認められるときは当該期限を延長することができる。

甲が期限(延長した場合を含む。)までに措置が完了した旨の報告がなされなかった場合、乙は本契約第5条に基づき必要な措置を講じなければならない。

(品質適合証明書之印の不正使用に係る措置)

第5条 乙は、甲が乙の検査によって不合格となった製品又は乙の検査を受けていない製品及び未完成品に対して、品質適合証明書を発行したとき、甲の使用許諾を取り消すか又は速やかに甲に対して、印影の表示(これと紛らわしい表示を含む。)の使用停止を請求するものとする。

(品質適合証明書之印の使用停止に係る措置)

第6条 乙は、第5条に基づく使用停止の請求をする場合には、甲に対し、次の1)～5)に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。

- 1) 請求の対象となる甲の工場又は事業場
- 2) 請求する日からその請求を解除する日までの間に、甲に対し、乙が使用を許諾した印影(これと紛らわしい表示を含む。)を品質適合証明書に付してはならない旨
- 3) 甲が保有する乙の検査合格品であって、製品に添付する受検証明書についてもその請求を解除する日まで発行してはならない旨

- 4) 請求の有効期間
  - 5) 請求の有効期間内に、甲が原因を是正し及び必要な予防措置を講ずる旨乙に報告し、適切と判断した場合には、上記4)に規定する請求の有効期間を延長することができる。
- 2 乙は、上記5)の措置が講じられたことを確認した場合には、甲に対し、速やかに文書により、第5条に基づく請求を解除することを通知するものとする。
- 3 乙は、上記4)の有効期間（延長した場合を含む。）内に、上記5)の措置が講じられなかった場合は、甲の使用許諾を取り消すものとする。
- (使用許諾の取消し)

第7条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲の使用許諾を取り消す。

- 1) 当該工場が、不当に品質適合証明書を発行した場合
  - 2) 当該工場が不正な手段で製品を製造及び出荷した場合
  - 3) その他、乙が印影の使用を許諾するに当たって不適当と判断した場合
- 2 使用許諾を取り消された工場は、本協会検査員立会いの上、印影の削除、並びに保管している印影の廃棄・返還をしなければならない。
- 3 乙は、上記取消し及び第5条に基づく使用許諾の取消しのほか、次のいずれかに該当する場合、使用許諾を取り消すことができる。
- 1) 甲が、乙に対する債務決済を履行できないとき
  - 4 甲の使用許諾取消しに当たっては、水道協会雑誌及びホームページに公表する。

(使用許諾の取消しに係る措置)

第8条 乙は、甲に行った使用許諾の取消しを行う場合には、甲に対し、当該使用許諾を取り消す期日及び乙に対し異議申立てができる旨を記載した文書により通知するものとする。

乙は、甲から当該承認の取消しについて異議申立てを受けたときは、これを考慮して使用許諾の取消しの可否について決定するものとする。

(使用許諾の取消しに伴う措置)

第9条 乙は、甲の使用許諾を取り消す場合は、甲に対して、当該品質適合証明書に印刷された印影（これと紛らわしい表示を含む。）を除去し又は抹消するように請求するものとする。

(甲の乙に対する異議申立て)

第10条 乙が甲に対し講じた措置について、甲は異議申立てを行うことができる。

乙は、甲から異議申立てがあった場合、適切に措置しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙に書面で通知することにより、本承認契約を解除することができる。この場合、本契約は、甲から書面による通知が乙に達して受理された日をもって終了する。

2 乙は、甲の次のいずれかに該当する事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約第5条又は第7条に基づき乙が甲の使用許諾を取り消したとき
- (2) 甲が支払いの停止又は破産宣言、特別清算、民事再生、会社整理若しくは会社更生の申立てを受け又は自ら申し立てたとき

(不可抗力による契約の終了)

第12条 天災地変その他不可抗力により乙の業務の遂行が不可能となったときは、この契約は終了する。

(その他)

第13条 その他、本契約の解釈適用に疑義を生じた事項については、協議のうえその解決を図るものとする。

本契約の締結の証として本契約書2通を作成し、甲、乙各自捺印のうえその1通を保有する。

平成〇〇年△月×日

甲：東京都千代田区〇〇〇1-2-3

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 水道 太郎

乙：東京都千代田区九段南4丁目8番9号

公益社団法人 日本水道協会

理事長 〇〇 〇〇













